

事 務 連 絡
令 和 5 年 6 月 30 日

各 都道府県障害福祉主管課 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課
こども家庭庁支援局障害児支援課

第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画の作成に係るQ&A（第2版）に
ついて

障害保健福祉施策の推進については、日頃よりご尽力をいただき御礼申し上げます。

今般、第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画の作成に関し、各都道府県よりご照会いただいた主な事項及び当部より共有したい事項について、別紙のとおりQ&A（第2版）として整理しましたので、ご留意いただきますようお願いいたします。

また、管内の市町村に対し情報提供方よろしくをお願いいたします。

なお、「第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画の作成に係るQ&Aについて」(令和5年5月19日)からの主な変更点は、No.4及びNo.5の追加です。

(問い合わせ先)

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 企画課

TEL : 03-5253-1111 (内線3001)

e-mail : syogaikaikaku@mhlw.go.jp

(問い合わせ先)

こども家庭庁 支援局 障害児支援課

TEL : 03-6861-0062

e-mail : shougaichien.hourei@cfa.go.jp

No.	質問内容	回答
1	障害福祉計画（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第88条第1項及び第89条第1項）及び障害児福祉計画（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20第1項及び第33条の22第1項）（以下、障害福祉計画及び障害児福祉計画を「障害福祉計画等」という。）を定めるに当たっては、障害者計画（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第2項及び第3項）と一体のものとして策定することは可能か。	然り。障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成二十九年厚生労働省告示第百十六号。以下「基本指針」という。）第三―7に記載のとおり、法律の規定による計画であって障害者等の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものとするに留意いただきたい。
2	障害福祉計画等は、計画期間を必ず3年を一期として作成することが必要か。	否。ただし、基本指針 第三 四 2の記載に留意いただきたい。
3	市町村は、障害福祉計画等を共同策定することは可能か。	然り。基本指針 第三 四 4を確認いただきたい。
4	障害福祉計画等に定めるよう努めるものとされている事項（障害者総合支援法第88条第3項及び第89条第3項並びに児童福祉法第33条の20第3項及び第33条の22第3項）を記載するか否かは地方公共団体の判断によるということによいか。	然り。
5	地方公共団体において障害者基本法第36条第1項及び第4項の合議制の機関を設置している場合には、障害福祉計画等の策定及び変更に向けた意見集約の場として、当該機関を活用できるか。	然り。基本指針 第三 ― 2（一）を確認いただきたい。
6	サービスの見込み量以外の活動指標については、地方公共団体の実情に応じて任意に定めることは可能か。	然り。基本指針 第三 四 4を確認いただきたい。
7	障害福祉計画等の策定に向け、オンライン等のデジタル技術を活用し、調査を行うことは可能か。	然り。都道府県及び市町村が、計画に掲げた事項（成果目標等）の実績把握のために調査を行うに当たって、実地や紙での調査によらずに、オンラインでのヒア

		リングを行うことや、調査票に電子媒体を活用すること等も可能である。
8	基本指針の第三 - 3の「障害福祉等関連情報等の利用やロジックモデル等のツールの活用、各地方公共団体において実施しているEBPMやPDCAに関する取組等、実効的な計画の策定を行うよう努めること」とは、どのようなことか。	<p>本事務連絡の別紙2を参照いただきたい。</p> <p>また、障害福祉計画等の検討に当たっては、令和2年5月19日付事務連絡にて送付した「障害福祉計画策定に係る実態調査及びPDCAマニュアル」や、今般の基本指針の改正に際して周知した追補も参照しつつ、引き続き、地域の障害福祉サービス等のニーズを踏まえた施策や計画の検討を行っていただきたい。</p>

(補足) 実効的な障害福祉計画等の策定について

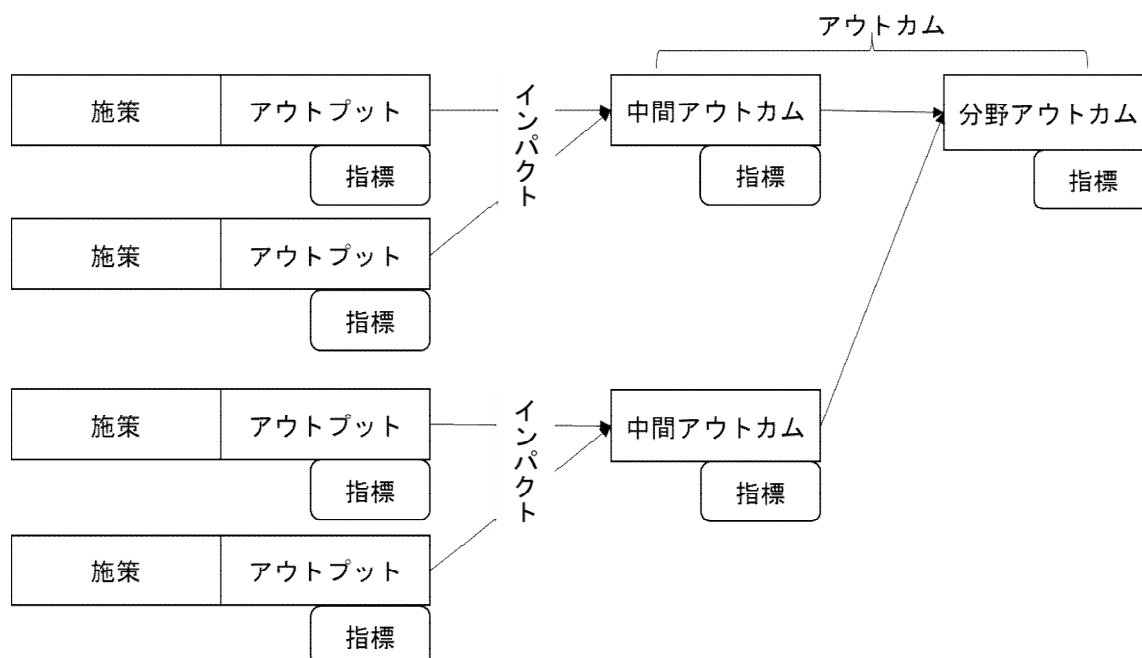
● 趣旨

障害福祉計画等の検討にあたっては、施策の結果（アウトプット）が成果（アウトカム）に対してどれだけの影響（インパクト）をもたらしたかという関連性を明確にし、ロジックモデル等のツールの活用を積極的に検討いただく等、PDCAサイクル等の実効性を確保いただきたい。

(用語の定義)

- ・ 成果（アウトカム）：施策が対象にもたらした変化
- ・ 結果（アウトプット）：施策を実施したことにより生じる結果
- ・ 影響（インパクト）：施策のアウトプットによるアウトカムへの寄与の程度
- ・ ロジックモデル：施策が目標とする成果を達成するに至るまでの論理的な関係を体系的に図式化したもの

(参考) ロジックモデルの構成要素の例



注：

・アウトカムは、「分野アウトカム」「中間アウトカム」など、段階に分けて記載する。例えば、政策分野の目標である長期成果（分野アウトカム）を設定した上で、それを達成するために必要となる中間成果（中間アウトカム）を設定し、当該中間成果（中間アウトカム）を達成するために必要な個別施策を設定する。

・この図において、分野アウトカムに関する指標は、アウトカム指標又はプロセス指標を、中間アウトカムに関する指標はプロセス指標又はストラクチャー指標を使用することが想定される。アウトプットに関する指標は、その施策の実施状況を示すものを使用する。